

増毛都市計画（増毛町） （非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、増毛都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

| 増毛都市計画区域 | 市 町 名 | 範 囲 | 規 模 |
|----------|-------|---------|------------|
| | 増 毛 町 | 行政区域の一部 | 約 1,359 ha |

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道北連携地域留萌地域の南端に位置しており、南は増毛山地、北西は日本海に面している。市街地の中心を流下する暑寒別川を中心に海岸線から平野部にかけて都市計画区域を指定している。

基幹産業は、豊かな水産資源による漁業と、堆積平野である肥沃な土地での農業を中心として発展してきたところであるが、近年の少子高齢化に伴う過疎化の進行により、就業者数は減少傾向にあり、地域経済力は低下している状況にある。

今後は、生産基盤の整備や優れた担い手の育成と確保等の取り組みを進めるほか、生産者の創意・工夫のもと、地域特性を生かした魅力ある産業の展開を図っていく必要がある。

増毛町では、「自然と共生、確かな未来へ」－やさしさが実感できる故郷をめざして－を基本テーマに、次の 6 つを基本目標に定め、まちづくりを進めることとしている。

- ・豊かな自然を活かした活力あるまちづくり
- ・未来と安全を支える基盤豊かなまちづくり
- ・健やかで元気に生き生きと暮らせるまちづくり
- ・快適で安心な暮らしのあるまちづくり
- ・生き生きと学び心豊かな人と文化を育むまちづくり
- ・町民と共につくる未来へのまちづくり

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、市街地周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については横ばいの状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業と健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では増毛港を核に3・4・4号港湾通（一般道増毛港線）を基軸とし、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら近年は、人口減少・少子高齢化に伴うコミュニティの衰退、空き店舗・空き地等の増加による商業業務機能の衰退等が課題となっており、中心市街地の機能回復が求められている。

このため、本区域では都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、専用住宅地及び一般住宅地で構成する。
- ・専用住宅地は見晴地区に配置し、中低層住宅を主体とした専用住宅地として、福祉施設等と一体となった良好な住環境の形成を図る。
- ・一般住宅地は南島中地区や南暑寒地区に配置し、沿道商業業務地に近接し公共公益施設が立地する利便性の高さ、良好な住環境が調和した住宅地の形成を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、3・4・3号永寿暑寒通と町道役場通線の交差点を中心として配置し、商業施設の更新や集約化等により、高齢者に優しく、魅力ある商店街として活性化を図る。
- ・沿道商業業務地は、3・2・1号国道231号（国道231号）の沿道に配置し、背後地の住環境に配慮しつつ、沿道の利便性の向上を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は専用工業地及び一般工業地で構成する。
- ・専用工業地は増毛港周辺に配置し、水産関連施設の機能の維持、増進を図るとともに、臨港地区を定め、適切な港湾土地利用の維持を図る。
- ・一般工業地は、増毛港の後背地である弁天地区や海岸沿いに配置し、水産加工施設と住宅が混在する古くからの工業地として、土地利用や市街地環境の維持を図る。

(2) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が

実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 洪水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・ 土砂災害特別警戒区域に指定されている別荘地区等については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・ 既存市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び防風保安林等については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。
- ・ 市街地周辺の豊富な森林は、環境維持のための緑地・治水・防災等公益的機能を果たしていることから、今後とも他の計画とも調整を図りつつその維持・保全を図っていく。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 増毛港の小型船溜地区では、公有水面埋立事業による港湾施設整備が進められており、同事業の竣工後に用途地域を指定し、あわせて港湾として適切に運営管理するために港湾計画に基づき臨港地区を指定する。
- ・ 3・4・7号11丁目通から3・2・1号国道231号（国道231号）及び町道14丁目西通線までの用途白地地域においては、住宅地等の土地利用が進んでいることから、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、無秩序な土地利用を抑制するとともに既存の住環境の保全を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道北連携地域留萌地域の南端に位置する地方中小都市であり、今後とも都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・ 都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・ 多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・ 歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通の

- ネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- 公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
- 北海道遺産に選定された駅前歴史的建物群等を活用した観光振興を図るため、道路環境の向上を推進する。
- 本区域は、物流の拠点である地方港湾増毛港を有することから、物流の効率化と円滑な交通ネットワークの形成に努める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

| | 平成 27 年 (2015 年) (基準年) | 令和 12 年 (2030 年) (目標年) |
|---------|---------------------------|---------------------------|
| 幹線街路網密度 | 2.18 km/km ² | 2.18 km/km ² |

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- 3・2・1号国道231号(国道231号)を都市の骨格となる道路とする。
- 3・4・4号港湾通(一般道道増毛港線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成27年(2015年)で57.6%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

増毛公共下水道については、下水管渠及びポンプ場を確保し、別荘地区に処理場を適切に配置する。

b 河川

暑寒別川及び永寿川を主とする河川については、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や必要な治水対策等に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

ストックマネジメント計画を策定し、下水道施設の長寿命化を図りながら老朽化した設備の改築更新を行う。

(3) その他の都市施設

ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについて、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域における緑地の形態は、市街地西部を流れる暑寒別川及び市街地を貫流する永寿川の河川空間に加え、南東部の丘陵樹林地が緑の骨格を成している。

この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び各系統における機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、暑寒公園を配置する。

b レクリエーション系統

週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、リバーサイドパークを配置する。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、北海道の定める「北海道みどりの基本方針」等を参考に都市施設の配置及び見直しを検討する。